



第2章

誰もが安心して暮らせる まちづくり

- 第1節 健康づくり
- 第2節 地域福祉の推進
- 第3節 子育て支援
- 第4節 高齢者福祉
- 第5節 障がい者福祉
- 第6節 医療
- 第7節 社会保障

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第1節 健康づくり

●施策が目指す将来の川辺町

- すべての町民が健康に注意して、健康づくりのための活動に取り組んでいます。
- 地域ぐるみで子どもを育て、親子が共に成長し健やかな生活をしています。

●現状と課題

- 高齢化の進展や不規則な生活、社会的なストレスの増加などに伴い、健康づくりのニーズが高まっています。また、生活習慣病に起因する死亡率が高まっていると共に、ストレスを要因とする神経症やうつ病などの「こころの病」が問題となっており、心身共に健康に過ごすための環境づくりが課題です。
- 保健センターを拠点に、各種の健康診査、健康教育、健康相談を実施しており、これらの受診率や参加率の一層の向上を図ると共に、町民が健康に対して自己管理する意識づくりが必要です。また、本町では健康増進法に基づく健康増進計画、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画を策定し、関係機関と連携しながら総合的な健康づくりの施策に取り組んでいます。
- 高齢出産や不妊治療に加え生活習慣の変化により、低出生体重児の出産リスクが高まっています。これまでも妊産婦や乳幼児の健康増進に努めていますが、さらに母親のニーズに対応した保健事業が求められています。
- 食生活をはじめとする生活習慣の変化に運動不足も加わって、がん・脳卒中・心臓病等の生活習慣病の増加が問題となっています。このため、健康に対する自覚を喚起して、栄養、運動、休養をバランスよく暮らしの中に取り入れ習慣化できるように支援することが課題です。
- 感染症対策としては、個人的防衛及び社会的防衛の観点からも予防接種を積極的に推進し、接種率のさらなる向上に努めていく必要があります。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
特定健診受診率(%)	41.7%(H24)	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率(%)	67.5%(H24)	70.0%	70.0%
健康で生きがいをもって毎日をすごしている人の割合 *住民意識調査(%)	50.2%	53.0%	55.0%

●主要施策

(1) 健康増進法等に基づく保健事業の推進

①健康増進計画の推進

第2次健康増進計画に基づいて、各種がん検診、特定健康診査に関連する検査及び健康相談、歯科検診、健康教育等を進めます。

②母子保健事業の推進

妊産婦や乳幼児の各種健康診査・相談体制を充実し、疾病の早期発見、早期治療並びに育児不安の軽減や虐待防止を推進します。

●関連施策

(1) 保健事業の充実

①生活習慣病の予防

町民が健康的な生活習慣を確立することができるよう、健康教育、健康相談、訪問指導などを推進します。

②感染症予防

感染症に対する正しい知識と予防意識の普及啓発を図り、結核検診や予防接種の受診・接種率を向上することにより感染症予防と発病防止などを図ります。

③こころの相談と保健指導

「こころの相談」事業を充実すると共に、関係機関との連携により本人と家族への支援を推進します。

(2) 健康づくり活動の支援

①健康づくり活動の充実

保健、医療、体育関係者等の連携を強化し、ダム湖遊歩道を活用したウォーキング、各種の軽スポーツ教室、地域スポーツクラブとの共催イベント等により、健康づくり活動の充実を図ります。

②食生活の改善と食育の推進

「食生活改善推進協議会」の活動の支援を充実すると共に、食育推進基本計画に基づき、教育や産業振興などとの連携を図りながら食育を推進します。

(3) 健康管理・指導体制の充実

①保健指導の体制の充実

保健事業を適切に実施するため、保健師や看護師、管理栄養士等の充実と研修等による資質の向上を図り、よりの確で迅速な保健指導に努めます。

②保健・福祉・医療の連携の強化

保健と福祉、医療の関係機関の連携を強化して情報交換を密にしながら、迅速で的確な保健指導に努めます。

(4) 健康管理システムの活用

①健康管理システムの充実と活用

健康診査、がん検診、予防接種及び母子保健事業等のデータを一元的に管理し、確実な対象者の把握とその結果を生かした保健指導を一層充実するため、健康管理システムを活用します。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第2節 地域福祉の推進

●施策が目指す将来の川辺町

- 日ごろから地域で声をかけ合い、お互いに顔が見え、助け合う関係がつくられています。
- 関係機関や地縁組織、ボランティア等が連携して、きめ細かな地域福祉活動を展開しています。

●現状と課題

- 誰もが地域において安心して快適に暮らし続けることができるためには、町民同士が支え合い、自立と社会的な役割を担う意識を持って地域社会を築く必要があります。
- 近年、地域社会のつながりが希薄化し、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化しています。また、福祉への関心は高いものの地域福祉活動は必ずしも盛んではないため、高齢化が進む中で改めて多くの町民が地域福祉活動に参加する必要があります。
- 地域福祉の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人に対して、情報提供や活動拠点の確保などの支援を行うと共に、関係機関が連携した地域福祉活動や、町民同士の絆づくりが必要です。
- 東日本大震災により、改めて災害時要援護者の避難誘導や生活再建が大きな課題となっています。本町では、平成24年に要援護者地域見守りネットワーク事業実施要綱を制定しましたが、日ごろから地域における見守り活動が課題です。
- 「やすらぎの家」は町民の憩いの場として活用されていますが、ここ数年利用者数が減少しており、有効活用することが必要です。
- 福祉バスは各地域と主要施設等を結んでおり、地区別運行により高齢者等の移動手段を確保していますが、利用状況は低調で一層の活用が求められています。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
地域で困った人を支え合う体制づくりについての満足度(%) * 住民意識調査より	42.3%	45.0%	47.0%
やすらぎの家の利用者数(人)	38,000	40,000	42,000
地域見守りネットワークの登録者数(人)	350	500	700

●主要施策

（１）地域における見守りの充実

①要援護者の見守りネットワークの充実

日ごろからの地域における要援護者の見守りや、災害時に要援護者への援助活動が迅速に行えるように、社会福祉協議会や民生児童委員協議会との連携を図ります。また、要援護者台帳と見守りマップ及び個別支援計画のシステム化を行い、関係機関との情報共有を強化して地域見守りネットワーク体制を充実します。

（２）集いの拠点の充実

①やすらぎの家の充実

やすらぎの家を地域福祉の拠点として位置づけ、老若男女を問わず多くの町民の憩いの場としての利用促進を図ります。

●関連施策

（１）地域福祉推進体制の強化

①地域福祉計画の推進

「地域福祉計画」を定期的に見直すと共に、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図りながら地域福祉の充実に努めます。

②地域福祉推進体制の確立

社会福祉協議会の機能の強化を支援し、福祉事業の拡充を促して、一層の地域福祉の増進を図ります。

③保健・医療・福祉の連携強化による地域福祉の推進

保健・医療・福祉の連携をさらに強化し、よりきめ細やかな地域福祉事業の充実を図ります。

（２）地域福祉活動の推進

①地域福祉活動団体の育成

社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の推進主体となるNPO法人やボランティア団体などの育成を図ります。

②地域福祉活動のための絆づくり

町民相互のつながりを深めるため、民生児童委員や福祉委員、日赤奉仕団等ボランティア団体による町民の交流と絆づくりを支援します。

（３）福祉バスの充実

①福祉バスの利便性の向上

福祉バスについて、地域住民の利便性とコストについて検討すると共に、利用促進を図ります。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第3節 子育て支援

●施策が目指す将来の川辺町

- 子どもを安心して生み育てやすい環境が向上しています。
- 子どもを健やかに育てる地域の意識が一層高まり、子育て支援の活動が盛んになっています。

●現状と課題

- 出生率の低下や晩婚化などによる少子化の傾向が続いており、核家族化や就労する母親の増加、地域社会の人間関係の希薄化に伴い、地域における子育て意識の低下と子育てに対して不安を持つ親が増えています。
- 就労する母親の増加に伴い、多様化する保育ニーズへの対応・充実が求められています。また、家庭、事業所においてはワークライフバランス(※1)の実現を目指すことが大きな課題です。
- 育児に関する悩みや不安をもつ親の増加に伴い、子育てに関するさまざまな情報の提供やあらゆる相談への迅速な対応をするため、相談窓口の充実が求められています。
- ことばの発達や発育に偏りのある子どもが増加しており、子どもの発達に応じた適切な療育と親への支援が求められています。
- 児童虐待は深刻な社会問題となっており、保健・福祉・教育・医療・地域などの関係機関が連携を密にして、虐待防止の強化や早期発見を行う必要があります。
- 定住人口の増加を図るためには、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、ひとり親家庭に対して自立に向けた支援を充実することが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
保育の環境や子育て支援の充実についての満足度(%) *住民意識調査	60.5%	62.5%	64.5%

●主要施策

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくり

①出産と育児の奨励

子どもを産み、育てやすいように支援する出産育児奨励金制度の周知と、利用促進を図ります。

②子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯における経済的負担の軽減を図るために、医療費助成などの制度の充実に努めます。また、「ぎふっ子カード」の啓発に努めます。

(2) 未就学児保育・子育て支援の推進

①子ども・子育て支援事業計画の推進

「子ども・子育て支援事業計画」(※2)の推進を図ります。

②保育における教育の充実

一人ひとりの子どもの実態を把握し、成長に合わせた支援を推進します。

●関連施策

(1) 子どもの発達の支援

①親子教室の充実

ことばの発達や発育に偏りのある子どもの成長と能力向上を一層支援するために、親子教室の運営内容の充実と、施設の整備を推進します。

②関係機関の連携による一貫した発達支援

保健福祉、医療、保育所、学校が連携を図り、幼児から就学まで一貫した発達支援を図ります。

(2) 保育環境の充実

①安全安心な保育施設の管理運営

安心して子どもを預けることができ、また、子どもが安全な環境で過ごすことができるように、保育施設の管理運営を適正に行います。

②多様化する保育ニーズへの対応

延長保育、休日保育、一時保育、障がい児保育、未満児保育、発達相談など多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

③放課後児童クラブ等の充実

放課後や休日に、保護者が家にいない子どもが安全に過ごせる居場所づくりを行うために、「放課後児童クラブ」や「わくわく子ども教室」の内容の充実を図ります。

(3) 相談窓口の充実

①子育て相談の充実

子育てについての相談窓口の充実や、関係機関と連携した支援を強化すると共に、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

②児童虐待の防止

児童虐待などの相談に対し、「要保護児童及びDV防止対策地域協議会」(※3)と連携を密にして児童虐待などの早期発見と適切な保護を図ります。

(4) 家庭・地域における教育支援

①家庭の教育力向上

子どもの発達段階に応じた、乳幼児学級、家庭教育学級、各種研修や家庭教育講演会の充実により、しつけや育児に対する情報提供を図ります。

②多世代交流の推進

地域ぐるみの子育てを強化するために、地域における子どもの見守りや、子どもから高齢者までの世代間交流を促します。

(5) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的支援のために、医療費の助成や母子寡婦福祉資金貸付制度などの活用と各種手当、福祉制度の周知に努めます。

※1：ワークライフバランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を図ること。

※2：子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月に開始予定の「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」に基づく計画である。幼児期の学校教育・保育・地域における各種の子育て支援について、地域の実情を踏まえ、どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備・実施していくかを定めるもの。

※3：要保護児童及びDV防止対策地域協議会

要保護児童の適切な保護及び配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止を図るため、関係機関等が協議を行う組織。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第4節 高齢者福祉

●施策が目指す将来の川辺町

- 高齢者が健康づくりの意識を高めて、介護を予防するための活動に取り組んでいます。
- 高齢者世帯が、地域や事業所の支援により、日常生活に困らないようになっています。
- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、健康で生きがいに満ちた暮らしを送っています。

●現状と課題

- 本町の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は 28%を超えており、要介護認定者数は 449 人に達しています（平成 25 年 9 月現在）。高齢化の進行に伴い、要援護高齢者の増加が予測されると同時に、介護保険サービスの利用が増加傾向で、介護保険財政基盤の維持が大きな課題となると考えられます。
- 本町の介護サービスは、老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設などの施設サービスや、短期入所、訪問介護、通所介護などの在宅サービスなどを行っています。こうしたサービスができるだけ必要にならないように、介護予防の取り組みがますます重要です。
- 本町では、一人暮らし高齢者（要介護認定非該当者）に対して、週 1 回程度の見守りと同時に、家事援助（買い物、掃除等）を行っています。高齢者のみの世帯が増加してきたことによりこれらのニーズがますます高まっています。
- 本町では、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止のため、社会福祉協議会が主となって地区公民館を拠点として「ふれあいサロン」を実施しています。さらに、高齢者が心身共に健やかに暮らすために、福寿会や生涯学習の機会、能力を活用する機会の充実が求められます。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014 (平成 26) 年度	2019 年 (平成 31) 年度	2024 (平成 36) 年度
65 歳以上の人口のうち要介護認定者の割合 (%)	15.0%	17.0%	19.0%
ふれあいサロンの実施箇所数 (箇所)	21	24	28
高齢者への福祉サービスについての満足度 (%) * 住民意識調査	59.2%	61.0%	63.0%

●主要施策

(1) 介護予防の推進

①地域支援事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」に示している介護予防の強化や、要支援・要介護認定者のケアプラン作成を的確に進めます。

(2) 日常生活の援助

①高齢者の見守りの充実

高齢者のみで暮らしている世帯が、地域で安心して暮らせるよう、緊急通報システムの設置や配食サービスの充実と共に、地域における見守り活動の充実を図ります。

②日常生活の支援

高齢者の買い物や通院などの利便性を高めるために、町民同士の協力や事業所との連携強化により、買い物や家事の援助、通院のための送迎支援の充実を図ります。

●関連施策

(1) 高齢者福祉サービスの充実

①高齢者保健福祉計画と介護保険事業の推進

高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を定期的に見直すと共に、高齢者福祉の一層の推進を図ります。

②地域におけるケア体制の強化

地域ケア会議(※)における介護支援、介護予防対策、高齢者虐待防止対策等の総合調整機能の強化を図ります。

(2) 高齢者の生きがいづくり

①高齢者の生きがいづくり

高齢者の自立を促すふれあいサロン事業、健康づくり活動などの生活支援や教養を高める生涯学習、サークル活動などにより生きがいづくりを推進します。

②高齢者の社会参加の促進

高齢者が福祉、教育、環境保全、まちづくり等さまざまな活動に積極的に参加できるよう、福寿会や高齢者サークルなどの自発的な活動を促します。

③シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターの活動を活性化するため、センターの活動を町民に周知すると共に、活動の支援をします。

※：地域ケア会議

保険者または地域包括支援センターの主催により、包括支援事業の一環として、サービス担当者以外の第三者を交え、個別ケースの支援内容の検討のほか、これらを通じて地域包括支援ネッ

トワークの構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握等を行うために行われるもの。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第5節 障がい者福祉

●施策が目指す将来の川辺町

- 住み慣れた地域で、障がい者が安心して生き生きと自立した生活を送っています。
- 地域の人々が障がい者のことを理解し、共に生きる社会環境になっています。
- 障がい者も地域での役割を積極的に果たしています。

●現状と課題

- 本町の身体障害者手帳所持者数は474人、療育手帳所持者数は92人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は55人であり、今後も増加することが予想されます（平成25年4月現在）。
- 障がいのある人となない人が、共に安心して生活を送るためには、互いに理解し協力し合う社会を構築することが重要です。障がい者の社会参加の機会を創出するために外出のための費用を補助していますが、地域社会などにおいても町民が障がい者を理解して参加機会を広げることが課題です。
- 今後とも障害者福祉施設等の関係機関と連携して、障がい者の社会参加や能力開発を促進し、障がい福祉サービスを充実させていくことが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
障がい者(児)への福祉サービスについての満足度(%) * 住民意識調査	50.3%	53.0%	56.0%

●主要施策

(1) 障がい者の社会参加の促進

①障がい者の社会参加の促進

地域において障がい者に対する理解が一層深まるよう、地域活動やボランティア活動などへ障がい者の積極的な参加を促します。

(2) 障がい者の相談支援の充実

①障がい者の相談と虐待の防止

障がい者に対する相談支援体制の充実を図り、身体、知的、精神それぞれに合った総合的な支援を行うと共に虐待の防止に努めます。

●関連施策

(1) 障がい者福祉サービスの充実

①障がい者の総合的な支援

障がい者総合支援法に基づき、障がい者が必要なサービスや制度を利用して安心して自立した生活を送ることができるように、各種サービスの充実と体制の整備を図ります。また、重度障がい者の自立的な生活を促すために、タクシー券、ガソリン代を支援します。

②障がい者計画・障がい福祉計画の推進

障がい者計画・障がい福祉計画に基づいて、障がい者の保健福祉施策の総合的な推進を図ります。また、障がい者の個々の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 自立と社会参加の支援

①バリアフリー化とユニバーサルデザインの導入

障がい者などが外出しやすい環境をつくるために、公共空間やよく利用される店舗などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン(※)の導入を促進します。

②障がい者雇用の促進

障がい者の能力や特性に応じた就労機会が得られるよう、関係機関や町内外の事業所と連携して障がい者の雇用の促進を図ります。

※：ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報 の設計（デザイン）のこと。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第6節 医療

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民がかかりつけ医を持つと共に、適切に医療機関を利用しています。
- 救急医療体制が充実し周知が図られて、急病などの場合にも町民が迅速に医療を受けることができます。

●現状と課題

- 町内には、7か所の医療機関があり、人口に対しては多くあります。しかし、診療科目によっては近隣の専門病院や総合病院を利用する必要があります。また、健康管理のために身近な「かかりつけ医」を持つことなど、町民の適切な医療機関の利用を促す必要があります。
- 救急医療については、可茂地域の市町村の協力により救急病院を支援してきました。今後も施設や設備整備を促進すると共に、運営体制の一層の強化が望まれます。また、救急救命は、初期の処置や応急手当が重要であることから、町民にその知識や方法の習得を促進することが求められています。
- 大規模な災害時に迅速かつ的確に救命救助を行うため、町民に対して重症者から救う災害医療の周知を図ることが必要です。
- 本町では、乳幼児、障がい者、母子・父子家庭等に対し医療費の助成を行っていますが、周辺地域の動向などを踏まえて、一層の拡充を検討することが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
かかりつけ医を持っている町民の割合(%) * 住民意識調査の新たな項目で設定	—	50.0%	60.0%
医療施設、夜間・休日診療の体制についての満足度(%) * 住民意識調査	27.9%	33.0%	38.0%

●主要施策

- (1) 医療の有効な利用の促進

①かかりつけ医の確保

町民の健康管理を保持・増進するために身近なかかりつけ医を町民が積極的に持つことを促します。

●関連施策

(1) 地域医療の充実

①病診連携、休日急患診療の充実

医療の専門化、高度化など多様化するニーズに対応した、よりよい医療サービスが提供されるよう医療機関相互の連携と機能分担のための病診連携、休日急患診療を促進します。

②救急・災害医療の啓発

災害時にも備えて、応急手当普及員を養成して、普段からの救急・災害医療に関する知識の普及啓発を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な医療を確保するために、加茂医師会との連携について具体的な内容を検討します。

③初期の救命方法の普及

消防機関と連携して、AEDの使用方法や応急手当などについて町民に普及を図ります。

(2) 福祉医療制度

①福祉医療の支援

町民の経済的負担の軽減のために、町民ニーズや医療費の動向を勘案しながら、福祉医療の助成制度の充実を図ります。

【基本計画】第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第7節 社会保障

●施策が目指す将来の川辺町

- 国民健康保険や介護保険など、各種の社会保障制度が適切に運営され、町民が安心して生活を営んでいます。

●現状と課題

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険は、医療技術の高度化、高齢化の進行により医療費が増加の一途をたどっており、保険財政は不安定になっています。このため、医療費を抑制することや、保険税（料）の収納を確実にすることが必要です。
- 介護保険の保険給付費は、高齢社会の進展に伴い、制度が創設された平成12年度から増加の一途をたどっています。介護保険財政の健全な運営をするため、介護予防事業に一層取り組む必要があります。
- 国民年金は未加入者・未納者が増加傾向にあるため、制度に対する理解と信頼を高めることにより加入・納付を促進する必要があります。
- 現在、国が進める社会保障と税の一体改革において、現行の保険制度の見直しが図られており、後期高齢者制度の見直しや、近い将来の国民健康保険制度の広域化も検討されています。
- 変革期にある各種公的医療・年金制度を正しく周知し制度に関する理解促進と、収納率の向上、医療費の適正化を図ることが求められています。
- 低所得者対策の周知を図り、自立を促しながらその適正な運用に努めることが課題です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
国民健康保険税の収納率(%) (現年分)	95.58%	96.0%	97.0%
国民健康保険の一人当たりの医療費(円)	293,771 (H24)	303,000	313,000
後期高齢者医療保険の一人当たりの医療費(円)	843,478 (H24)	877,000	903,000
介護保険の一人当たりのサービス費(円)	1,711,000 (H24)	2,000,000	2,300,000

●主要施策

（１）国民健康保険の充実

①国民健康保険の運営の強化

高齢化に伴う医療費増、税収減の中で持続可能な保険財政基盤を確立するために、都道府県を単位とした広域化に向けて取り組みます。

●関連施策

（１）社会保障制度の適正運営

①医療や介護サービスの適正利用

医療費や介護サービス費の抑制に向けて、町民に体力づくりや健康づくり、食育などを進め健康増進を促すと共に、医療や介護サービスを適正に利用することを啓発します。

②国民健康保険の運営強化

国保財政を健全運営するため、保険税の見直しや収納率向上に努めると共に、特定健診等の受診率の向上、医療費適正化のための医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、レセプトの点検の強化などを推進します。

③介護保険事業の運営強化

介護保険事業計画に掲げる介護予防事業や介護サービス事業を計画的に推進すると共に、介護保険制度を周知徹底して収納率の向上を図ります。

④後期高齢者医療事業の運営強化

関係市町村及び岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、安定した制度運営と町民への啓発を進めます。

⑤年金制度の運営強化

関係機関と連携して、各種手続窓口及び年金相談事務の充実により、より身近な窓口での住民サービスの向上を図ります。

（２）生活弱者への支援

①生活相談の充実

民生委員と連携しながら生活困窮世帯の実態を把握し、適切な救済を進めると共に、自立支援を促します。

②生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会との連携により、生活福祉資金貸付制度に関する適切な情報提供に努めると共に相談業務や制度利用を促進します。